

<共通>

No.	質問	回答
1	契約締結方式にはどのようなものがありますか。	・電子契約：契約書のやり取りを行う本市専用システム「電子契約システム」と、電子署名を付与する民間サービス「クラウドサイン」を用いて、インターネット上で契約手続きを行います。 ・紙契約：従来どおり紙の契約書の取り交わしにより契約を行います。
2	変更契約でも電子契約を利用することができますか。	現在、変更契約は電子契約の対象外です。 今後導入を検討しておりますが、詳細は改めてお知らせします。
3	電子契約の場合、収入印紙はどうしたらよいですか。	電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録が契約書となりますが、電磁的記録は印紙税の課税対象外であるため、収入印紙の貼付は不要です。
4	電子契約による契約手続きを行うために事前の準備は必要ですか。	電子入札システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば、特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。
5	電子契約システムやクラウドサインを利用するのに料金はかかりますか。	どちらも、利用料は不要です。 ※インターネット回線を使用しますので、別途データ通信料が必要です。
6	電子契約システムやクラウドサインを使用するにあたり、アカウント登録等は必要ですか。	アカウント登録をしなくても、電子契約システム及びクラウドサインを利用することができます。
7	電子契約システムにログインするためのID・パスワードが分からなくなってしまいました。	有資格者名簿登録時に送付されている入札参加資格審査結果通知でお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用してください。
8	電子契約システムから届く「契約書類のアップロード・確認依頼」メールを削除してしまいました。	メールの再送はできませんが、電子契約システム上でメールの内容を確認することができます。 電子契約システムで当該案件を検索し、「操作履歴」画面の備考欄に表示された「メール」をクリックすると、メールの内容が表示されます。
9	誤った書類のまま、電子契約システムにて書類の「確定」をしてしまいました。	すぐに財政局契約第一課（工事）・契約第二課（物品・委託等）までご連絡ください。
10	クラウドサインでの手続きを行う前に、クラウドサインから届いた「確認依頼」メールを削除してしまいました。	メールの再送が可能です。電子契約システムで当該案件を検索し、「操作履歴」画面の備考欄に表示された「クラウドサインのメール再送信」をクリックすると、メールが再送されます。
11	クラウドサインから届いた「確認依頼」メールのURL有効期限が切れてしまいました。	メールの再送が可能です。電子契約システムで当該案件を検索し、「操作履歴」画面の備考欄に表示された「クラウドサインのメール再送信」をクリックすると、メールが再送されます。
12	誤ってクラウドサインにて「却下」をしてしまいました。	すぐに財政局契約第一課（工事）・契約第二課（物品・委託等）までご連絡ください。
13	ハッシュ値とは何ですか。	ハッシュ関数を使用して任意のデータから生成された一定長のデータのことです。元データが1ビットでも異なるとまったく異なるデータを生成するという性質から改ざんチェック等に使用されているものです。
14	電子署名をすると、電子契約書には印影（印影の画像データ）が表示されますか。	本市と締結した電子契約書には、印影は表示されません。
15	電子署名が完了していることは、どのように確認することができますか。	電子署名パネルから確認することができます。確認方法の詳細はクラウドサインウェブページをご覧ください。 Acrobat Readerで電子署名とタイムスタンプを確認する

<工事・製造（物品の製造を除く）>

No.	質問	回答
1	どの契約案件で電子契約を利用できますか。	当初契約において利用することができます。
2	電子契約はいつから利用できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・単独随意契約：令和6年4月1日以降に見積依頼書を送付する案件から導入 ・競争入札：令和6年4月9日以降に公告（指名通知）を行う案件から導入
3	電子契約による契約手続きを希望する場合はどうしたらよいですか。	<p>入札書・見積書提出の際に、契約締結方式の選択において「電子契約」を選択してください。</p> <p>なお、令和7年3月26日以降に公告（指名通知）を行う案件又は見積依頼書を送付する案件から、入札書・見積書提出の際に選択した契約締結方式にかかわらず、原則、一律電子契約となります。詳細は下記お知らせをご覧ください。</p> <p>電子契約への全面移行に伴う入札・契約手続きの変更について（工事）</p>
4	必ず電子契約を利用しなければならないですか。	<p>従来どおり、紙の契約書を取り交わすことによる契約手続きを選択することも可能です。入札書・見積書提出の際に、契約締結方式の選択において「紙契約」を選択してください。</p> <p>なお、令和7年3月26日以降に公告（指名通知）を行う案件又は見積依頼書を送付する案件から、入札書・見積書提出の際に選択した契約締結方式にかかわらず、原則、一律電子契約となります。やむを得ず、電子契約によることができない場合は、契約書提出の際に「紙契約申出書」の提出が必要です。詳細は下記マニュアルをご覧ください。</p> <p>電子契約によらない契約手続き</p>
5	契約締結方式は後から変更できますか。	<p>原則、入札書・見積書提出時に選択していただいた方式から変更することはできません。</p> <p>やむを得ない事情がある場合は、財政局契約第一課（工事）までご相談ください。</p> <p>なお、令和7年3月26日以降に公告（指名通知）を行う案件又は見積依頼書を送付する案件から、入札書・見積書提出の際に選択した契約締結方式にかかわらず、原則、一律電子契約となります。</p>

<物品・委託等、設計測量等>

No.	質問	回答
1	どの契約案件で電子契約を利用できますか。	一部案件で利用することができます（対象となる案件については、見積依頼通知書にて個別にお知らせいたします）。
2	電子契約はいつから利用できますか。	・単独随意契約：財政局契約第二課で契約事務を担当する物品供給契約、委託契約のうち、令和6年10月1日以降に見積依頼書を送付する案件の一部から導入 ・競争入札等：導入していません。
3	電子契約による契約手続きを希望する場合はどうしたらよいですか。	入札書・見積書提出の際に、契約締結方式の選択において「電子契約」を選択してください。
4	必ず電子契約を利用しなければならないですか。	従来どおり、紙の契約書を取り交わすことによる契約手続きを選択することも可能です。入札書・見積書提出の際に、契約締結方式の選択において「紙契約」を選択してください。
5	契約締結方式は後から変更できますか。	原則、入札書・見積書提出時に選択していただいた方式から変更することはできません。 やむを得ない事情がある場合は、契約第二課（物品・委託等）までご相談ください。